



### 作文（中学校）・小論文（高校生等・教員等）コンクールを行います

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行本店情報サービス局）では、今年度も、学校における金融教育の一環として、以下の3つの作文・小論文コンクールを実施し、皆様からの作品を募集します。

コンクールの種類	対象	締め切り	文字数
第53回「おかねの作文」	中学生	9月20日（日）消印有効	1,600～2,000字
第18回「金融と経済を考える」	高校生等	9月20日（日）消印有効	2,000～4,000字
第17回「金融教育に関する小論文・実践報告」	教員等	9月30日（水）消印有効	小論文部門 2,000～8,000字 実践報告部門 1,000～6,000字 および指導計画書

### 「商品券」の利用者保護の仕組みって何ですか？

商品券は、デパートやスーパーなどの様々なところで発行され、広く流通しており、お手元にお持ちの方も多くいらっしゃることでしょう。最近、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業者の資金調達や、地域活性化などを目的に商品券を発行するという話題をよく耳にします。ここでは、この商品券に関する利用者保護の仕組みの概要をQ&A形式でお伝えします。

<商品券に関する利用者保護の仕組みの概要>

質問	答え
① 商品券に関する法律の規制は？	「資金決済に関する法律」（資金決済法）の適用を受けることがあります。法律では商品券のことを「前払式支払手段」と呼んでいます。
② 「前払式支払手段」の種類は？	商品券のほかにも、ギフト券、プリペイドカード、ビール券等があります。
③ 法律の適用を受けない前払式支払手段は？	有効期限が発行の日から6か月を超えないものや国や地方公共団体が発行しているもののほか、乗車券、美術館の入場券、社員食堂の食券など、法律の適用を受けないものもあります。
④ 法律の適用を受けた場合の規制は？	金融庁、財務局及び財務事務所の監督を受けることとなります。報告義務、供託義務、商品券の表示義務などが課されます。
⑤ いわゆるポイントの法律適用は？	景品やおまけとして発行されるポイントは、資金決済法の適用を受けません。ただし、保有者が対価を負担している場合は、法律の適用を受けます。
⑥ 発行者が倒産した場合の取扱いは？	基準日未使用残高が1,000万円を超える発行者は、その残高の2分の1以上の額を法務局に発行保証金として供託することが義務付けられています。商品券の保有者は、この発行保証金から一定の割合で還付を受けることができます。
⑦ 発行者が利用を終了した場合の取扱いは？	発行者が自ら利用を終了する場合があります。資金決済法では、発行者は、60日以上前払申出期間を設け、前払式支払手段の保有者に払戻すことが定められています。保有者は、この期間内に申出が必要です。

※詳細については、九州財務局ウェブサイト（<http://kyusyu.mof.go.jp/kinyu/maeharai-shohinken.html>）をご参照ください。

## ホームページへアクセス！

金融広報中央委員会（知るぽると）のホームページには、お金に関するいろいろな情報がもりだくさんです。子どもからお年寄りまで楽しく学べるコーナーが充実しています。小学生の子どもと一緒に学べる「おかねのね」コーナーや、金融リテラシークイズに挑戦した結果を、金融リテラシー調査の全国平均やお住まいの都道府県の平均と比較することができます。一度ホームページを覗いてみてください。

## 知っとく！知るぽると情報

➤ 当委員会の金融広報アドバイザーが、皆様に“知っておいてもらいたい情報”を提供します。

### 「新型コロナで、いろんな支払いがキツイ！場合」

新型コロナウイルスの影響で自粛生活が続いていましたが、ようやく緊急事態宣言が全国的に解除となりました。ただ、すぐに以前の生活に戻るといえるわけにはいかないようです。おカネの面でもそう。給与やボーナスがカットされたとか、事業の売上げが減ったなど、ダメージが大きい方もいるでしょう。とりあえず定期預金を解約して、もらえる給付金は受け取って、後は・・・どうしよう？ということで、対処方法を簡単にまとめてみました。なおすべて「自分で申し出る！」ことが必要です。

<2020年5月25日時点>

電気・ガス	各会社で料金の支払い猶予あり（例）九州電力→料金の支払期日を延長 大分ガス→料金の支払期日を延長
水道・下水道	各自治体で料金の支払い猶予や分割、免除などがあり（例）大分市→2ヶ月分水道料金免除 別府市→最長4ヶ月支払期日を延長
スマホ	各会社で料金の支払い猶予あり（例）NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI→支払期日を延長
生命保険	各会社で保険料の支払い猶予あり（例）日本生命→保険料の支払い期日を6ヶ月延長 アフラック→保険料の支払い期日を6ヶ月延長
損害保険	各会社で保険料の支払い猶予あり（例）東京海上→保険料の支払い期日を2020年9月末まで延長 損保ジャパン→保険料の支払い期日を2020年9月末まで延長

国民健康保険の保険料も、各自治体で支払いの猶予や減免措置がありますし、国民年金保険料も支払い免除のしくみがあります。この際、使えるものはすべて使う！という気持ちでいきましょう。それから住宅ローンです。返済が厳しい方（夏のボーナス払いは大丈夫だけど、冬のボーナス払いが厳しい方など）は、まずは住宅ローンを利用している金融機関へ相談して下さい。その上で、返済金額の減額やボーナス返済の変更等、見直しを行っていきましょう。奨学金の返済についても、返済金額の減額や返済期限が猶予される仕組みがありますので、日本学生支援機構へ相談して下さい。支払えなくなって数ヶ月延滞とか、カードでキャッシングなどは、お手軽ですが、後々自分が苦しくなります。将来の自分や家族のために、まずは、動いて相談しましょう。

<金融広報アドバイザー 若松 亜希子>

# 大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20  
日本銀行大分支店内  
TEL. 097-533-9116  
FAX. 097-538-7085

# 知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

